

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名称： 一級河川 木津川 木津川左岸 4号鉄扉外補修工事

西大阪治水事務所の所管する鉄扉は、高潮及び津波発生時に閉鎖し、浸水を防止することにより、府民の生命と財産を守る重要な役割を果たし、高潮時等に安全で確実な動作が求められる重要な防災施設である。

本工事は、木津川左岸4号・6号鉄扉及び尻無川左岸18号鉄扉の補修を実施するものである。

当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社独自の技術や設計で製作されている。従って、本工事を履行するにあたっては、当該設備の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であるため、本工事を履行できるのは当該設備の主要構成機器の設計・製作・据付を実施した関西機設株式会社以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものとする。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものとする。